

重要 後期高齢者医療制度のお知らせ

**医療機関窓口での、一部負担金の免除期間が延長となります。
対象となる方は、お手元の免除証明書が引き続きご使用いただけます。**

- 現在、一部負担金等免除の対象となっている方は、平成24年3月1日以降も、引き続き窓口負担は免除となります。(※1)
 - 有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用できますのでそのままお使いください。(※2)
- (※1)震災発生後、他の市町村へ転出した方を含みます。
(※2)保険証に記載された住所が福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の方は、平成24年9月30日までは引き続き免除証明書の提示は不要です。

免除を受けることができる対象者と免除終了期限

原発事故による警戒区域等(注1)に該当する方

平成24年2月29日 ⇒ 平成25年2月28日

- ① 警戒区域
- ② 計画的避難区域
- (注1)警戒区域等とは、③ 旧 緊急時避難準備区域
- ④ 特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいいます。

東日本大震災による被災区域(警戒区域等以外)の方で、 原発事故以外の理由(注2)に該当する方

平成24年2月29日 ⇒ 平成24年9月30日

- (注2)原発事故以外の理由とは、
- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないのいずれかに該当した方となります。

※入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費(柔道整復師の施術、はり・きゅう、あんま・マッサージ等)の免除期間は、平成24年2月29日で終了となります。

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

**平成24年度、25年度の
保険料率が決まりました。**

	保険料率(年額)
均等割額	40,000円 前年度と比較して 変更なし
所得割率	7.76% 前年度と比較して +0.16%

- 新たな保険料率で計算した平成24年度保険料は、**今年の8月以降**に各市町村からお知らせいたします。
- 檜枝岐村、只見町、昭和村、矢祭町の4町村にお住まいの方は、不均一賦課により、上記の保険料率とは異なります。
- 所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方に対する「保険料の軽減」は平成24年度も継続されます。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025 (代表)